

**業務の目的・意義**

- 小郡市が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする「学校給食センター建替え事業」について、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成するものである。

**小郡市の市の現状とPPP/PFIの取組について**

**① 公共施設（建築物）の将来更新の推計**

- 更新費は年平均で14.7億円、公共設備整備費は年平均6.3億円と予測されるため、年平均で8.4億円の更新費の不足が予想されている。



**② 緊急財政対策計画**

- 市は、令和元年度の基金残高が約11億円となったことから、持続可能な財政構造の再構築をめざし、「緊急財政対策計画」を令和元年5月に策定した。

令和4年度決算における財政調整基金残高を、令和元年度残高見込み以上積み立てられるよう
① 計画期間は令和2年度～令和4年度までの3年間とする。
② 歳入に見合った予算編成とする。
③ <u>新規事業は、既存事業の廃止、縮小、見直しによる置き換えを原則とする。</u>
④ 投資的経費のうち、将来的に向かって行う基盤整備については、令和2年度から令和4年度までの3年間は最小限に抑制する。
⑤ <u>民間委託を推進し、人員の適正化を図るとともに、時間外勤務の削減に努め、総人件費を圧縮する。</u> 等

**③ PPP/PFIの取り組み**

- PPP/PFIの実績はなく、民間委託も含めて、実績が少ない。

**優先的検討規程の策定**

- 市が優先的検討規程の策定にあたって、受託者より、①～③を助言したところ、以下のとおりとなった。

助言事項	決定事項	目的
① 統括部署の設置	経営戦略課	統括部署を明確化することで、PPP/PFIの情報・相談が入るように。また、担当所管の不安を解消するため。
② 意思決定機関の設置	行政改革推進本部	組織的な意思決定プロセスの明確化による推進体制の確立。
③ 全庁横断的なWGの組成	官民連携WG	全庁横断的な組織として、横串を通すことで、共通の事務負担の低減や複合化の際に役立つように。

ポイント	
① 統括部署と推進体制が規程上明確になっていること。	
② 事業費の基準をPFI指針の基準を取り入れず地方公共団体の規模にあったものとする。	PFI指針の事業費基準例 ● 建設、製造又は改修の事業費総額 10億円以上 ● 単年度の運営費1億円以上
③ 対象外事業についても、指針以上に付け加えないこと。	PFI指針の対象外整備事業例 ● 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされているもの ● 民間事業者が実施することが法的に制限されているもの ● 災害復旧事業等、緊急に実施する必要があるもの

- 「官民連携WG」を4回開催して、優先的検討規程の策定を検討した

	優先的検討規程のポイント	小郡市PPP/PFI導入指針に盛り込まれたもの
①	統括部署と推進体制が規程上記載されていること。	統括部署「経営戦略課」 意思決定機関「行政改革推進本部」
②	事業費の基準が地方公共団体の規模にあったものとされている。	事業費水準 建設、製造又は改修の事業費総額 3億円以上 単年度の運営費 5,000万円以上
③	対象外事業についても、PFI指針以上に付け加えない。	学校教育施設、市営住宅を追加

### 小郡市学校給食センター建替え事業

- 現給食センターは、昭和45年度に建設された施設であり、築50年経過し、著しく老朽化が進んでいる状況である

#### ①背景

- 給食調理施設の衛生基準の厳格化への対応を求められている。
- 可能な範囲で施設・設備の改修や更新を実施しているが、現在の衛生管理基準を満たす施設とするためには、建物自体が狭小であり困難。
- 市は、財政状況が厳しいため、建替えにあたっては、財政負担の平準化が望めるPPP/PFI手法に期待。

#### ②検討している給食センター

項目	内 容
施設規模	給食処理能力2,000食
整備場所	検討中
施設内容	検収室、下処理室、調理室、炊飯室、コンテナ室、洗浄室等
整備スケジュール	令和8年度供用開始予定

### 簡易な検討

事業スキーム	
事業手法	PFI-BTO方式
事業形態	サービス購入型
業務範囲	施設整備（設計・建設・工事監理、調理設備の調達・設置、調理備品、家具、什器等調達業務） 維持管理（建築物・建築設備・調理設備に係る保守・監理、修繕、及び施設警備を想定。大規模修繕を含みます） 運営（調理、検食・保存、衛生検査、備品の調達、配送・回収、食器洗浄等）
事業期間	15年間

- **サウンディングによる民間事業者の意見聴取**  
「九州・沖縄ブロックサウンディング」でのサウンディング(オープン型)  
参加民間事業者 13社17名（給食事業者 2社、厨房機器メーカー 2社等）
- **サウンディングの結果**  
○4,000食以下だと、PFI-BTO方式はSPCを作るとコスト高。VFMは低くなる  
○4,000食以上にするために、自校式の運営業務を加えるのは難しい

- **定性的評価**  
○4,000食以下の給食センターでも、民間事業者の参入意欲の強さが確認できた  
○VFMは低くなるが、PFI-BTO方式（想定スキーム）の可能性と、民設民営方式、DBO方式、リース方式にて整備できる可能性がうかがえた

- **定量的評価**  
○従来手法に比べて約80,000千円減少。VFMは2.9%が確認された。

- **総合評価**  
本事業への想定した事業スキームの導入の可能性は定性的にも定量的にも十分あるものと評価でき、次のステップである『詳細な検討』に進める意義はあると言える。

### 優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点

#### ①支援によって得た留意点

- **優先的検討規程等のルールと推進体制が整わなければ、PPP/PFIの案件は進まない**
- **PFI指針の事業費基準を20万人未満の地方公共団体がそのまま導入しても、活用が難しい**

#### ②他の地方公共団体が、優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点

- 留意点 1：優先的検討規程等のルール作りにより、事業所管の担当者がPPP/PFIの経験がなくとも、検討を進められるように、また、庁内体制構築により、事業発案から事業実施までの一連の意思決定プロセスを明確にすべきである。
- 留意点 2：PFI指針を検討なしに導入せず、地方公共団体の規模に合った対象事業の基準、対象外事業の設定をすべきである。